

第504回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和3年9月7日(火) 午後3時12分
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 (ウェブ開催)
議 題	第1号議案 なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) 第2号議案 茨城海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について
報告事項	(1) くろまぐろ遊漁について
出席委員	1番 高濱 芳明 2番 飛田 正美 3番 磯前 昌宏 5番 鈴木 稔 6番 根本 経子 7番 木村 勲 10番 岡田 英男 11番 青木 憲明 12番 長岡 浩二 13番 日向野 純也 14番 鈴木 正特 15番 宇佐美 正義 16番 湯淺 一夫 17番 関根 孝明 19番 吉田 彰宏
欠席委員	8番 村中 均 18番 根本 正明
県側出席者	農林水産部 次長兼漁政課長 土屋 圭巳 " 漁政課課長補佐 鴨下 真吾 " " 係 長 益子 剛 水産試験場 場 長 川野辺 誠
事務局	事務局長 茅根 正洋 副主査 細金 正勇
議事録署名人	12番 長岡 浩二 13番 日向野 純也
議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後3時12分
茅根事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕
高濱会長	委員各位におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

前回8月5日の委員会の御挨拶で新型コロナ（ウイルス感染拡大）第5波真ただ中に入り、ということを申し上げましたが、その後感染は拡大爆発の方向に移りまして、一時期、全国の新規感染者数は2万5千人を超えたところで、先々週から下がりはじめ、昨日は久しぶりに1万人を切ったようですが、依然として心配な数字には変わりがないというふうに思っています。最近ではブレークスルー感染や3回目接種が必要などという言葉が出まわるように、接種を済ませたとしても緊張感を持たなければならない状況になっております。再度新しい日常なる言葉を思い起こして、この厳しい状況を乗り切っていかなければならないと思う次第です。

久しぶりに漁模様について、若干触れたいと存じます。今年の春シラスは残念ながら低調でしたが、盆明け以降比較的漁があるというようなことを聞いております。価格も悪くないというふうにも伺っています。

コロナ関係では、多くの自宅待機が発生している状況というふうなニュースも見ましたが、とある待機の方の冷蔵庫にしらす干しが入っていました。備えの食料となるとカップ麺などのインスタント系が中心となりがちですが、この方は長期戦に備え、栄養に偏りがあってはいけないというふうなことで、しらすをストックしているとのことでした。外食に一定の規制がかけられ高級食材は厳しい状況に置かれておりますけれど、しらすのようなレギュラーものは需要増のようですので、これから秋しらすのシーズンに入るのを含めて、好調に推移してくれればと期待するところでございます。

さて、本日の委員会でございますけれど、開催通知にございましたように当委員会としては初めてとなるウェブ形式の委員会を開催することといたしました。コロナ禍にあって、ウェブ形式による会議打合せは多用されるような状況になっておりますけれど、初めての方には対面形式と違った色々不慣れな面もあるかと存じます。皆様方の御理解御協力を頂きながら委員会を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

本日の議題ですが、「なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問ほか1議案、報告事項といたしまして「くろまぐる遊漁について」、こちらは前回の委員会で私が口頭報告いたしましたマグロの件でございますけど、これには最近動きがございまして、8月20日には遊漁による採捕はサイズにかかわらず（来年の）5月31日まで禁止だよと、こういう太平洋広域漁業調整委員会の委員長公示がなされたところですけど、このことについての報告をさせて頂くということでございます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

茅根事務局長

ありがとうございました。

続きまして議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、高濱会長に議長をお願いいたします。

高濱議長 それでは、進めさせていただきます。まず、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

茅根事務局長 はい。本委員会の委員定数は17名でございますが、本日出席している委員は15名で、過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

高濱議長 ただいま御報告のとおり、本日の委員会は成立してございます。

高濱議長 次に議事録署名人選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私の方から指名いたします。長岡委員と日向野委員に議事録署名人をお願い申し上げます。

高濱議長 それでは、議題に入ります。
まず、第1号議案「なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問でございます。事務局及び漁政課から説明願います。

細金副主査 (資料1 - 1 諮問文を朗読)

益子係長 (資料1 - 2 により説明)

高濱議長 はい、ありがとうございました。
それでは、ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
御発言のある方は、ミュートを外して頂いて御発言頂いて結構でございます。

湯淺委員 はさき漁協の湯淺です。

高濱議長 はい、湯淺委員、どうぞ。

湯淺委員 許可の数ですけど、27人とあるんですけど、許可の基準について、ほかの漁業者もやりたいとしたら、できるようになるんでしょうか。次年度以降も。

高濱議長 漁政課さんの対応になりますか。ただ今の質問についてお願いします。

益子係長 はい、漁政課です。当該許可につきましては前回も御説明させて頂いたとおり、港湾区域等自由漁業で営んでいた方について、引き続き営業するため許可を発給することとしておりますが、確かにそのような形で漁業調整は進めてお

りますけども、基準としましてはやはり他の漁業の許可の基準と横並びで、ある程度整合性をとる必要がありますので、今回のような立て付けにさせて頂いている形となっております。

湯浅委員

漁業者がもしやりたいとしたらどうなるの。

益子係長

いわゆる定数の考え方ですけど、次年度以降そのような要望があった場合には、改めて検討させて頂く必要がございますので、別途相談させて頂く必要があるかと思います。

湯浅委員

分かりました。

高濱議長

湯浅委員、よろしいですか。

湯浅委員

はい、よろしいです。

高濱議長

はい、ありがとうございます。
ほかに御意見がある方、いらっしゃいましたらお願いします。

吉田委員

吉田です。

高濱議長

はい、吉田委員お願いします。

吉田委員

先ほどの御質問とちょっとかぶるんですけど、今度のこの許可というのは自由漁業の部分ですよね、今まででいうと。その中で来年10月までの期間のもの話ということで、先ほどの説明ですとそれ以降で希望があった場合はまた改めて、この委員会の中で協議するというところでよろしいわけですね。

高濱議長

ただ今の質問について、漁政課から回答願います。

益子係長

はい。改めて協議することとなりますが、やはりその判断の前提となりますのはこの27人に絞る理由のところにもございますけれど、水産資源の保護培養上必要な漁業者の数というところがありますので、今回許可を取った者に対しては漁獲成績報告書、いわゆる資源管理状況等の報告をしっかりとさせることを考えております。なので、希望だけではなくてそういった資源動向等も判断せざるを得ないというところがございますので、希望すれば必ず枠が増やせるということではございませんが、改めてそういった要望を受けた段階で、そのあたりを検討しなければならないということになります。

高濱議長	よろしいですか。
吉田委員	はい。
高濱議長	はい。ありがとうございます。 ほかに御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。
3番 磯前委員	(挙手)
高濱議長	磯前委員、質問をお願いします。
3番 磯前委員	今回、量規制は今のところ、ないということでよろしいでしょうか。
益子係長	漁政課から回答いたします。現在、量の規制はございません。
3番 磯前委員	将来的には、量の規制もかかってくる可能性も有るという感じでしょうか。
益子係長	量については、漁業法の改正で旧TAC法が漁業法に統合された関係で、 今、国が主導となって知事許可に対して漁獲割当をするということ動いてお りますが、私の知る限りではなまこは今のところその検討対象には上がって いないかなと思われま。その可能性がゼロというわけではありませんが、直近 でその予定は恐らくないのかなと思います。
3番 磯前委員	はい、ありがとうございます。
高濱議長	ほかに御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	それでは、諮問の内容のとおりで異議がない旨答申することに、ご異議ござ いませんでしょうか。 ここで何かマーク出していただくんでしょうか、事務局お願いします。
茅根事務局長	賛成の方は親指が上向きのマークを、反対の方は親指が下向きのマークを押 してください。 一斉をお願いします。
(委員)	(親指が上向きのマークを表示)

茅根事務局長 ほとんどの委員が賛成のマークを表示しています。

高濱議長 はい、「異議なし」とのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。ありがとうございます。

高濱議長 それでは次の議題に移ります。第2号議案「茨城海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について」でございます。事務局から説明願います。

細金副主査 (資料2により説明)

高濱議長 よろしいですかね。

(委員) (特になし)

高濱議長 特になければ、原案の通り取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。意思表示のマークを表示していただければと思います。

(委員) (親指が上向きのマークを表示)

高濱議長 はい、ありがとうございます。「異議なし」とのことでございますので、原案のとおり取り扱うことに決定いたします。
今日のウェブ会議はこの規程の一部改正によるということになりますが、そういう意味では追認という形になりますけど、御理解の程よろしく願いしたいと存じます。

高濱議長 続きまして次第6報告事項、「くろまぐろ遊漁について」、事務局から報告をお願いします。

細金副主査 (資料3により説明)

高濱議長 どちら様が御質問ございますか。よろしいですよ。

(委員) (特になし)

茅根事務局長 今のところ、どなたからも挙手はございません。

高濱議長 よろしいでしょうか。
それでは、「了解」ということで、マークを表示していただければありがたいんですが。

(委員)

(親指が上向きのマークを表示)

高濱議長

はい、ありがとうございます。

つまり遊漁については、簡単に言うと8月20日以後サイズを問わずもう捕れなくなったということだそうでございます。以上のとおりです。

それでは、次第7の「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

茅根事務局長

はい、事務局の方から一点お話をさせていただきます。前回お話しいたしました全国海区漁業調整委員会連合会中央提案要望についてでございます。これまでのところ、委員から特段の提案はいただいておりませんけれども、9月末が今期の提案期限となっておりますことから、本日、提案の有無を再度確認させていただきたいと思っております。もし、委員の皆様の中で中央提案要望がございましたら、現段階でお話しいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

(特になし)

茅根事務局長

特になしということでしたら、今年限りということではございませんので、何か中央要望提案等お考えがございましたときに事務局の方まで御連絡いただければ、関係者等と調整の上、文案等作成し委員会にお諮りさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

高濱議長

はい。本日の議事は「その他」を含めましてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何かございますでしょうか。手を挙げていただいても、御自由に発言いただいても結構でございます。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。

委員の皆様からの御意見も特になしでございますので、事務局から次回開催日程をお願いします。

茅根事務局長

はい、今回は11月開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況なども踏まえまして、開催方法、会場、時間などを検討しながら開催したいと思っております。

議題につきましては「しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取り扱いについて」などを予定しております。

詳細につきましては、追って御連絡いたします。

高濱議長

それでは、以上をもって、第504回委員会を終了いたします。皆様、御苦
勞様でございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時52分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和3年9月7日